

令和 7 年 2 月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和 7 年 2 月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第 1 号	焼津市監査委員の選任について	別冊
認第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
議第 1 号	令和 7 年度焼津市一般会計予算案	別冊
議第 2 号	令和 7 年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案	〃
議第 3 号	令和 7 年度焼津市土地取得事業特別会計予算案	〃
議第 4 号	令和 7 年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案	〃
議第 5 号	令和 7 年度焼津市温泉事業特別会計予算案	〃
議第 6 号	令和 7 年度焼津市駐車場事業特別会計予算案	〃
議第 7 号	令和 7 年度焼津市介護保険事業特別会計予算案	〃
議第 8 号	令和 7 年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案	〃
議第 9 号	令和 7 年度焼津市港湾事業特別会計予算案	〃
議第10号	令和 7 年度焼津市水道事業会計予算案	〃
議第11号	令和 7 年度焼津市病院事業会計予算案	〃
議第12号	令和 7 年度焼津市公共下水道事業会計予算案	〃
議第13号	令和 6 年度焼津市一般会計補正予算（第12号）案	〃
議第14号	令和 6 年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第 2 号）案	〃
議第15号	令和 6 年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第16号	令和 6 年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）案	〃
議第17号	令和 6 年度焼津市温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）案	〃
議第18号	令和 6 年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）案	〃
議第19号	令和 6 年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）案	〃
議第20号	令和 6 年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第21号	令和 6 年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第 4 号）案	〃
議第22号	令和 6 年度焼津市病院事業会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第23号	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第24号	焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第25号	焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第26号	焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第27号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議第28号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
議第29号	焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第30号	焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第31号	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10

	て	
議第32号	焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	11
議第33号	焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議第34号	焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議第35号	焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議第36号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議第37号	焼津市高齢化社会対策基金条例を廃止する条例の制定について	39
議第38号	焼津市消防防災施設整備基金条例を廃止する条例の制定について	40
議第39号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	41
議第40号	焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
議第41号	語学指導を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	82
議第42号	焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	84
議第43号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	85
議第44号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	87
議第45号	焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	89
議第46号	焼津市水道事業審議会条例の制定について	90
議第47号	焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	92
議第48号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	93
議第49号	焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	94
議第50号	焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	95
議第51号	焼津市道路線の認定について	96
議第52号	焼津市道路線の変更について	97
報第1号	専決処分事件の報告について（構築物接触事故に起因する損害賠償事件について）	98
報第2号	専決処分事件の報告について（構築物接触事故に起因する損害賠償事件について）	99
報第3号	専決処分事件の報告について（医療事故に起因する損害賠償事件について）	100
報第4号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	101

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）
（焼津市表彰条例の一部改正）

第1条 焼津市表彰条例（昭和46年焼津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

（焼津市議会個人情報保護条例の一部改正）

第2条 焼津市議会個人情報保護条例（令和4年焼津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第53条、第54条及び第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（焼津市行政不服審査会条例の一部改正）

第3条 焼津市行政不服審査会条例（平成28年焼津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第4条 焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年焼津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（焼津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 焼津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年焼津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（焼津市職員の分限に関する条例の一部改正）

第6条 焼津市職員の分限に関する条例（昭和27年焼津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

（焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 焼津市特別職の職員の給与に関する条例（昭和39年焼津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号、第3号及び第4号、第5条第1項第1号及び第2項第1号、第7条、第8条第1項並びに第9条第1項中「禁錮以上等の刑」を「拘禁刑以上等の刑」に改め

る。

(焼津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 焼津市職員の給与に関する条例(昭和27年焼津市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条の5第3号及び第4号並びに第15条の6第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(焼津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 焼津市職員の退職手当に関する条例(昭和31年焼津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(焼津市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第10条 焼津市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和37年焼津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

第10条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮(こ)の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

第22条第2号中「懲役または禁錮(こ)の刑」を「拘禁刑」に改める。

第35条第1項中「懲役または禁錮(こ)の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

(焼津市普通河川条例の一部改正)

第11条 焼津市普通河川条例(昭和45年焼津市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(焼津市大井川左岸水防団条例の一部改正)

第12条 焼津市大井川左岸水防団条例(平成20年焼津市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

(焼津市消防団条例の一部改正)

第13条 焼津市消防団条例(昭和60年焼津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正)

第14条 焼津市消防団員の退職報償金に関する条例(昭和39年焼津市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年焼津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1中

「

市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

を

「

市長	重度心身障害者及び重度心身障害児（以下「重度心身障害者等」という。）に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

に改める。

」

別表第2中

市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	に、
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
		外国人生活保護関係情報であ	

		って規則で定めるもの 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---

		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を
--	--	--	---

		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
市長	重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	に、
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	

		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		母子家庭等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		子どもの傷病に係る医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
--	-----------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年焼津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

（焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 焼津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年焼津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）
焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削る。

第9条第1項中「、第15条及び第15条の7」を「及び第15条」に改め、同条第2項中「及び第15条の4第2項」を「、第15条の4第2項及び第15条の7第2項第1号」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第15条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例（案）

焼津市議員報酬等支給条例（昭和31年焼津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市特別職の職員の給与に関する条例（昭和39年焼津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第8条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

- 6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を削り、第9条の2を第9条とし、第9条の3を第9条の2とする。

第15の3の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時」を「午後10時」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第15条の4中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第15条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第15条の9中「第7条の5から第9条まで」を「第8条」に改める。

附則第5項中「第9条第1項」を「焼津市職員の給与に関する条例（令和 年焼津市条例第 号）による改正前の焼津市職員の給与に関する条例第9条第1項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	207,400	249,300	270,300	321,300	355,200	392,100	395,400
	2	184,600	209,000	250,300	271,300	323,100	356,900	393,900	396,900
	3	185,800	210,600	251,300	272,400	324,900	358,500	395,700	398,400
	4	186,900	212,100	252,300	273,900	326,600	360,100	397,500	399,900
	5	188,000	213,600	253,300	275,400	328,300	361,700	399,300	401,400
	6	189,700	215,200	254,300	276,900	330,000	363,500	401,100	402,900
	7	191,300	216,800	255,300	278,400	331,700	365,000	402,900	404,400
	8	192,900	218,400	256,300	279,900	333,400	366,600	404,700	405,900
	9	194,500	220,000	257,300	281,400	335,000	368,000	406,500	407,400
	10	196,200	221,700	258,300	282,900	336,700	369,600	408,300	408,900
	11	197,800	223,000	259,300	284,400	338,400	371,200	410,200	410,400
	12	199,400	224,300	260,300	285,900	340,000	372,700	412,100	411,900
	13	201,000	225,600	261,300	287,400	341,500	374,600	413,900	413,400
	14	202,700	226,700	262,300	288,900	343,100	376,500	415,700	414,900
	15	204,400	227,800	263,300	290,400	344,700	378,400	417,500	416,400
	16	206,100	228,900	264,300	291,900	346,200	380,200	419,300	417,900
	17	207,400	230,000	265,300	293,400	347,600	381,700	421,100	419,400
	18	209,000	231,500	266,300	294,900	349,300	383,500	422,700	420,900
	19	210,600	233,000	267,300	296,300	350,900	385,200	424,200	422,400
	20	212,100	234,500	268,300	297,600	352,500	386,800	425,700	423,900
	21	213,600	236,000	269,300	298,800	353,700	388,500	427,200	425,400
	22	215,200	237,500	270,300	300,300	355,200	389,900	428,700	426,900
	23	216,800	239,000	271,300	301,800	356,700	391,300	430,000	428,400
	24	218,400	240,500	272,300	303,200	358,200	392,700	431,300	429,900
	25	220,000	242,000	273,300	304,600	359,900	394,100	432,500	431,400
	26	221,700	243,400	274,300	305,700	361,700	395,300	433,700	432,900
	27	223,000	244,800	275,300	306,700	363,400	396,500	435,000	434,400
	28	224,300	246,200	276,400	307,900	365,100	397,500	436,300	435,900
	29	225,600	247,400	277,400	309,100	366,500	398,600	437,500	437,400
	30	226,700	248,600	278,700	310,700	367,800	399,800	438,700	438,900
	31	227,800	249,800	280,000	312,300	369,000	400,900	439,500	440,400
	32	228,900	251,000	281,200	313,900	370,400	402,000	440,300	441,900
	33	230,000	252,100	282,500	315,400	371,500	402,700	441,100	443,400
	34	231,100	253,200	283,800	317,000	372,400	403,400	441,700	444,900

35	232, 200	254, 300	285, 000	318, 600	373, 400	404, 100	442, 300	446, 400
36	233, 300	255, 400	286, 200	320, 200	374, 500	404, 800	442, 900	447, 900
37	234, 400	256, 400	287, 300	321, 700	375, 300	405, 400	443, 500	449, 400
38	235, 400	257, 400	288, 500	323, 400	376, 200	406, 000	444, 200	450, 900
39	236, 400	258, 400	289, 800	325, 000	377, 100	406, 500	445, 000	452, 400
40	237, 300	259, 400	291, 100	326, 600	377, 900	406, 900	445, 400	453, 900
41	238, 200	260, 400	292, 400	328, 000	378, 700	407, 300	446, 100	455, 400
42	239, 100	261, 300	293, 400	329, 700	379, 500	407, 500	446, 600	456, 900
43	239, 900	262, 200	294, 400	331, 400	380, 300	407, 800	447, 000	458, 300
44	240, 700	263, 100	295, 500	333, 000	381, 000	408, 100	447, 400	459, 800
45	241, 400	263, 900	296, 600	334, 200	381, 700	408, 400	447, 800	461, 200
46	242, 000	264, 700	297, 800	336, 100	382, 400	408, 700	448, 200	462, 500
47	242, 600	265, 500	298, 900	337, 800	383, 100	409, 000	448, 600	463, 800
48	243, 200	266, 300	300, 100	339, 400	383, 800	409, 300	449, 000	465, 000
49	243, 800	267, 000	301, 300	340, 900	384, 300	409, 500	449, 300	466, 000
50	244, 400	267, 800	302, 600	342, 500	384, 900	409, 800	449, 600	466, 700
51	245, 000	268, 600	303, 900	344, 100	385, 500	410, 100	450, 000	467, 400
52	245, 500	269, 300	305, 200	345, 700	386, 200	410, 400	450, 300	468, 100
53	246, 000	270, 000	306, 500	347, 400	386, 600	410, 600	450, 600	468, 800
54	246, 400	270, 800	307, 800	349, 200	387, 200	410, 900	450, 900	469, 500
55	246, 700	271, 600	309, 100	351, 000	387, 800	411, 200		470, 100
56	247, 000	272, 300	310, 400	352, 800	388, 300	411, 500		470, 700
57	247, 300	273, 000	311, 700	354, 300	388, 700	411, 700		471, 200
58	247, 600	273, 800	313, 000	355, 700	389, 300	412, 000		471, 800
59	247, 900	274, 600	314, 300	357, 100	389, 900	412, 300		472, 400
60	248, 200	275, 300	315, 400	358, 500	390, 400	412, 500		473, 000
61	248, 500	276, 000	316, 300	360, 000	390, 800	412, 700		473, 500
62	248, 800	276, 700	317, 600	360, 800	391, 300	413, 000		474, 000
63	249, 100	277, 400	318, 900	361, 800	391, 800	413, 300		474, 500
64	249, 400	278, 100	320, 200	362, 800	392, 400	413, 500		475, 000
65	249, 700	278, 800	321, 400	363, 700	392, 700	413, 700		475, 500
66	250, 000	279, 500	322, 700	364, 800	393, 100	414, 000		
67	250, 300	280, 200	323, 900	365, 700	393, 500	414, 300		
68	250, 600	280, 900	325, 100	366, 700	393, 900	414, 500		
69	250, 900	281, 500	326, 400	367, 600	394, 200	414, 700		
70	251, 200	282, 200	327, 500	368, 300	394, 500	415, 000		
71	251, 500	282, 800	328, 600	369, 000	394, 800	415, 300		

72	251,800	283,500	329,700	369,600	395,000	415,500		
73	252,100	284,100	330,400	370,000	395,200	415,700		
74	252,400	284,800	331,300	370,600	395,500			
75	252,700	285,400	332,000	371,300	395,800			
76	253,000	286,100	332,800	372,000	396,000			
77	253,300	286,700	333,600	372,300	396,200			
78	253,600	287,400	334,000	373,000	396,500			
79	253,900	288,000	334,600	373,700	396,800			
80	254,200	288,500	335,300	374,300	397,000			
81	254,500	289,000	336,100	374,600	397,200			
82	254,800	289,600	336,800	375,100	397,500			
83	255,100	290,100	337,500	375,700	397,800			
84	255,400	290,700	338,100	376,300	398,000			
85	255,700	291,200	338,600	376,600	398,200			
86	256,000	291,700	339,200	377,200	398,400			
87	256,300	292,300	339,700	377,900	398,600			
88	256,600	292,900	340,300	378,500	398,800			
89	256,900	293,400	340,600	378,900	399,000			
90	257,200	293,900	341,100	379,400	399,200			
91	257,500	294,300	341,500	380,000	399,400			
92	257,800	294,600	341,900	380,500	399,600			
93	258,100	294,800	342,300	381,000	399,800			
94		295,100	342,800	381,600	400,000			
95		295,300	343,300	382,100	400,200			
96		295,600	343,800	382,400	400,400			
97		295,800	344,100	382,800	400,600			
98		296,000	344,500	383,300				
99		296,300	344,900	383,700				
100		296,500	345,300	384,100				
101		296,800	345,600	384,500				
102		297,100	346,000	385,000				
103		297,400	346,400	385,400				
104		297,700	346,800	385,800				
105		298,000	347,000	386,100				
106		298,300	347,400	386,400				
107		298,600	347,800	386,700				
108		299,000	348,200	387,000				

109		299, 200	348, 400	387, 300				
110		299, 400	348, 800	387, 600				
111		299, 700	349, 200	387, 900				
112		300, 100	349, 500	388, 200				
113		300, 300	349, 800	388, 500				
114		300, 600	350, 200					
115		301, 000	350, 600					
116		301, 400	351, 000					
117		301, 600	351, 500					
118		301, 900	351, 900					
119		302, 200	352, 300					
120		302, 500	352, 700					
121		302, 700	353, 200					
122		303, 000	353, 600					
123		303, 300	353, 900					
124		303, 600	354, 200					
125		303, 800	354, 700					
126		304, 200						
127		304, 600						
128		304, 900						
129		305, 100						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（二）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188, 600	227, 400	258, 500	281, 800	315, 000	360, 700	415, 000
	2	190, 700	228, 700	259, 700	282, 600	316, 400	362, 400	416, 900
	3	192, 800	230, 000	260, 800	283, 400	317, 800	364, 000	418, 800
	4	194, 900	231, 300	261, 900	284, 100	319, 200	365, 600	420, 600
	5	196, 900	232, 500	263, 000	284, 800	320, 600	367, 200	422, 400
	6	198, 900	233, 600	263, 800	285, 500	322, 200	368, 800	424, 000

7	200, 900	234, 600	264, 600	286, 200	323, 700	370, 400	425, 600
8	202, 700	235, 600	265, 400	287, 000	325, 200	372, 000	427, 100
9	204, 500	236, 700	266, 200	287, 800	326, 700	373, 600	428, 600
10	206, 400	237, 900	267, 000	288, 600	328, 300	375, 600	429, 900
11	208, 300	239, 200	267, 800	289, 400	329, 800	377, 600	431, 200
12	210, 400	240, 500	268, 600	290, 100	331, 300	379, 600	432, 500
13	212, 100	241, 800	269, 400	290, 800	332, 800	381, 000	433, 800
14	214, 100	243, 100	270, 200	291, 900	334, 400	382, 700	435, 000
15	216, 300	244, 400	271, 000	293, 000	335, 900	384, 400	436, 200
16	218, 400	245, 600	271, 800	294, 200	337, 400	386, 100	437, 300
17	220, 500	246, 800	272, 600	295, 400	338, 900	387, 800	438, 500
18	221, 600	248, 000	273, 400	296, 600	340, 500	389, 300	439, 600
19	222, 700	249, 200	274, 200	297, 800	342, 100	390, 800	440, 800
20	223, 800	250, 400	275, 000	299, 000	343, 600	392, 300	442, 000
21	224, 900	251, 500	275, 800	300, 200	344, 900	393, 600	443, 100
22	225, 800	252, 400	276, 600	301, 400	346, 400	394, 900	443, 900
23	226, 700	253, 200	277, 400	302, 600	347, 900	396, 200	444, 300
24	227, 600	254, 000	278, 200	303, 800	349, 400	397, 300	445, 000
25	228, 500	254, 800	279, 000	305, 000	350, 900	398, 400	445, 500
26	229, 400	255, 600	279, 900	306, 200	352, 400	399, 500	445, 900
27	230, 300	256, 400	280, 800	307, 300	353, 900	400, 600	446, 300
28	231, 200	257, 200	281, 600	308, 500	355, 300	401, 700	446, 700
29	232, 100	258, 000	282, 400	309, 800	356, 700	402, 500	447, 100
30	233, 000	258, 800	283, 300	311, 000	358, 300	403, 300	447, 500
31	233, 900	259, 600	284, 200	312, 200	359, 800	404, 100	447, 900
32	234, 800	260, 400	285, 000	313, 400	361, 300	404, 900	448, 200
33	235, 600	261, 200	285, 800	314, 600	362, 500	405, 300	448, 500
34	236, 400	262, 000	286, 900	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900
35	237, 200	262, 700	287, 900	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200
36	238, 000	263, 500	288, 900	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500
37	238, 800	264, 400	289, 900	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800
38	239, 600	265, 200	291, 000	320, 600	367, 700	407, 400	
39	240, 400	266, 000	292, 000	321, 900	368, 700	407, 700	
40	241, 200	266, 800	293, 000	323, 100	369, 800	408, 000	
41	241, 800	267, 600	294, 000	324, 000	370, 800	408, 300	
42	242, 400	268, 400	295, 000	325, 200	371, 800	408, 600	
43	243, 000	269, 200	296, 000	326, 400	372, 800	408, 900	

44	243, 500	270, 000	297, 000	327, 600	373, 700	409, 200	
45	244, 000	270, 700	298, 000	328, 700	374, 500	409, 400	
46	244, 600	271, 500	299, 200	329, 700	375, 300	409, 700	
47	245, 100	272, 300	300, 300	330, 700	376, 200	410, 000	
48	245, 500	273, 100	301, 400	331, 600	377, 000	410, 300	
49	245, 900	273, 800	302, 500	332, 500	377, 500	410, 500	
50	246, 400	274, 600	303, 600	333, 500	378, 300	410, 800	
51	246, 900	275, 300	304, 700	334, 500	379, 100	411, 100	
52	247, 400	276, 000	305, 800	335, 400	379, 900	411, 400	
53	247, 700	276, 700	306, 900	335, 900	380, 300	411, 600	
54	248, 000	277, 400	308, 000	336, 800	381, 000	411, 900	
55	248, 300	278, 100	309, 100	337, 500	381, 700	412, 200	
56	248, 600	278, 800	310, 200	338, 400	382, 300	412, 500	
57	248, 900	279, 500	311, 200	339, 100	382, 700	412, 800	
58	249, 200	280, 200	312, 200	339, 400	383, 200	413, 100	
59	249, 500	280, 900	313, 200	339, 900	383, 800	413, 400	
60	249, 800	281, 500	314, 200	340, 500	384, 400	413, 700	
61	250, 100	282, 100	315, 200	341, 100	384, 800	414, 000	
62	250, 400	282, 800	316, 200	341, 800	385, 300	414, 300	
63	250, 700	283, 500	317, 200	342, 500	385, 800	414, 600	
64	251, 000	284, 100	318, 100	343, 100	386, 300	414, 900	
65	251, 300	284, 700	319, 000	343, 800	386, 900	415, 200	
66	251, 600	285, 400	319, 800	344, 300	387, 400	415, 500	
67	251, 900	286, 100	320, 500	344, 900	388, 000	415, 800	
68	252, 200	286, 700	321, 200	345, 500	388, 600	416, 100	
69	252, 500	287, 300	321, 800	345, 800	389, 100	416, 400	
70	252, 800	288, 000	322, 500	346, 400	389, 600		
71	253, 100	288, 700	323, 100	346, 900	390, 100		
72	253, 300	289, 300	323, 700	347, 400	390, 600		
73	253, 500	289, 900	324, 300	347, 900	390, 900		
74	253, 800	290, 400	324, 500	348, 400	391, 400		
75	254, 100	290, 800	325, 000	348, 900	391, 800		
76	254, 300	291, 200	325, 500	349, 300	392, 200		
77	254, 500	291, 600	326, 100	349, 600	392, 600		
78	254, 800	291, 900	326, 600	349, 900	393, 100		
79	255, 100	292, 200	327, 100	350, 100	393, 600		
80	255, 300	292, 500	327, 500	350, 400	394, 100		

81	255, 500	292, 800	328, 100	350, 900	394, 600		
82	255, 800	293, 100	328, 600	351, 200	395, 100		
83	256, 100	293, 400	329, 000	351, 500	395, 600		
84	256, 300	293, 700	329, 500	351, 800	396, 100		
85	256, 500	293, 900	330, 000	352, 200	396, 600		
86		294, 100	330, 400	352, 500	397, 100		
87		294, 300	330, 600	352, 800	397, 600		
88		294, 500	330, 900	353, 100	398, 100		
89		294, 900	331, 300	353, 500	398, 600		
90		295, 100	331, 700	353, 800	399, 100		
91		295, 300	332, 000	354, 100	399, 600		
92		295, 500	332, 300	354, 400	400, 100		
93		295, 900	332, 600	354, 700	400, 600		
94		296, 100	332, 800	355, 100			
95		296, 300	333, 200	355, 500			
96		296, 600	333, 500	355, 900			
97		296, 900	333, 700	356, 400			
98		297, 100	334, 000	356, 800			
99		297, 300	334, 300	357, 200			
100		297, 600	334, 600	357, 600			
101		297, 900	334, 800	358, 100			
102		298, 100	335, 100	358, 600			
103		298, 300	335, 400	359, 100			
104		298, 600	335, 600	359, 600			
105		298, 900	335, 800	360, 100			
106			336, 000	360, 600			
107			336, 400	361, 100			
108			336, 600	361, 600			
109			336, 800	362, 100			
110			337, 200				
111			337, 600				
112			338, 000				
113			338, 200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 193, 000	円 219, 600	円 248, 100	円 261, 700	円 287, 300	円 328, 400	円 371, 000

備考 この表は、栄養士の職員に適用する。

医療職給料表（三）

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
短時間	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
勤務職	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
員以外	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
の職員	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100

33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	436, 900	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	437, 300	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	437, 700	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	438, 100	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	438, 500	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	438, 900	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	439, 300	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	439, 700	
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		

70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900		
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	398, 300		
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	398, 700		
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	399, 100		
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	399, 500		
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	399, 900		
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	400, 300		
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	400, 700		
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	401, 100		
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	401, 500		
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	401, 900		
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	402, 300		
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	402, 700		
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	403, 100		
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	403, 500		
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	403, 900		
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	404, 300		
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400			
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900			
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			

107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600	381, 600			
111	297, 800	328, 800	363, 100	382, 200			
112	298, 100	329, 100	363, 500	382, 800			
113	298, 400	329, 400	363, 900	383, 400			
114	298, 600	329, 800	364, 300	384, 000			
115	298, 900	330, 100	364, 800	384, 600			
116	299, 100	330, 400	365, 300	385, 200			
117	299, 400	330, 600	365, 700	385, 800			
118	299, 700	330, 900	366, 200	386, 400			
119	300, 000	331, 200	366, 700	387, 000			
120	300, 300	331, 400	367, 200	387, 600			
121	300, 600	331, 600	367, 500	388, 200			
122	301, 000	331, 900		388, 800			
123	301, 300	332, 200					
124	301, 600	332, 500					
125	301, 800	332, 700					
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					

	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600	

備考 この表は、保健師、助産師及び看護師の職員で市長が定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条の4第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「6,500円」とあるのは「6,500円、同項第6号の扶養親族については3,000円」とする。

(級の切替え)

- 3 切替日の前日において焼津市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号級の切替え)

- 4 切替日の前日において旧級に属していた者が受けていた号給（附則別表第2において「旧号給」という。）が同表に掲げられている号級であったものの切替日における新級の号級（同表において「新号給」という。）は、同表の旧号給に応じ定める新号給とする。

(焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 5 焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、第9条」を削る。

第10条第1項中「、第8条及び第9条」を「及び第8条」に改め、同条第2項中「第9条の2第2項第2号」を「第9条第2項第2号」に改める。

(焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 焼津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年焼津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表及び第21条第1項の表中「第9条の2第2項第2号」を「第9条第2項第2号」に改める。

附則別表第1（附則第3項関係）

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級
	7級	7級
	8級	8級
医療職給料表（二）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級
	7級	7級
医療職給料表（三）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級
	7級	7級

附則別表第2（附則第4項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
-----	-----

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1					1	1	1	
2					1	1	1	
3					1	1	1	
4					1	1	1	
5					1	1	1	
6					1	1	1	
7					1	1	1	
8					1	1	1	
9					1	1	2	
10					2	1	3	
11					3	1	4	
12					4	1	5	
13					5	1	6	
14					6	2	7	
15					7	3	8	
16					8	4	9	
17					9	5	10	
18					10	6	11	
19					11	7	12	
20					12	8	13	
21					13	9	14	
22					14	10	15	
23					15	11	16	
24					16	12	17	
25					17	13	18	
26					18	14	19	
27					19	15	20	
28					20	16	21	
29					21	17	22	
30					22	18	23	
31					23	19	24	
32					24	20	25	
33					25	21	26	
34					26	22	27	
35					27	23	28	
36					28	24	29	

37					29	25	30	
38					30	26	31	
39					31	27	32	
40					32	28	33	
41					33	29	34	
42					34	30	35	
43					35	31	36	
44					36	32	37	
45					37	33	38	
46					38	34	39	
47					39	35	40	
48					40	36	41	
49					41	37	42	
50					42	38	43	
51					43	39	44	
52					44	40	45	
53					45	41	46	
54					46	42	47	
55					47	43	48	
56					48	44	49	
57					49	45	50	
58					50	46	51	
59					51	47	52	
60					52	48	53	
61					53	49	54	
62					54	50		
63					55	51		
64					56	52		
65					57	53		
66					58	54		
67					59	55		
68					60	56		
69					61	57		
70					62	58		
71					63	59		
72					64	60		
73					65	61		
74					66	62		

75					67	63		
76					68	64		
77					69	65		
78					70	66		
79					71	67		
80					72	68		
81					73	69		
82					74	70		
83					75	71		
84					76	72		
85					77	73		
86					78			
87					79			
88					80			
89					81			
90					82			
91					83			
92					84			
93					85			
94					86			
95					87			
96					88			
97					89			
98					90			
99					91			
100					92			
101					93			
102					94			
103					95			
104					96			
105					97			

イ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1				1	1	1	1
2				1	1	1	1
3				1	1	1	1
4				1	1	1	1

5				1	1	1	1
6				2	1	1	1
7				3	1	1	1
8				4	1	1	1
9				5	1	1	1
10				6	2	1	1
11				7	3	1	1
12				8	4	1	1
13				9	5	1	1
14				10	6	2	1
15				11	7	3	1
16				12	8	4	1
17				13	9	5	1
18				14	10	6	2
19				15	11	7	3
20				16	12	8	4
21				17	13	9	5
22				18	14	10	6
23				19	15	11	7
24				20	16	12	8
25				21	17	13	9
26				22	18	14	10
27				23	19	15	11
28				24	20	16	12
29				25	21	17	13
30				26	22	18	14
31				27	23	19	15
32				28	24	20	16
33				29	25	21	17
34				30	26	22	18
35				31	27	23	19
36				32	28	24	20
37				33	29	25	21
38				34	30	26	22
39				35	31	27	23
40				36	32	28	24
41				37	33	29	25
42				38	34	30	26

43				39	35	31	27
44				40	36	32	28
45				41	37	33	29
46				42	38	34	30
47				43	39	35	31
48				44	40	36	32
49				45	41	37	33
50				46	42	38	34
51				47	43	39	35
52				48	44	40	36
53				49	45	41	37
54				50	46	42	
55				51	47	43	
56				52	48	44	
57				53	49	45	
58				54	50	46	
59				55	51	47	
60				56	52	48	
61				57	53	49	
62				58	54	50	
63				59	55	51	
64				60	56	52	
65				61	57	53	
66				62	58	54	
67				63	59	55	
68				64	60	56	
69				65	61	57	
70				66	62	58	
71				67	63	59	
72				68	64	60	
73				69	65	61	
74				70	66	62	
75				71	67	63	
76				72	68	64	
77				73	69	65	
78				74	70	66	
79				75	71	67	
80				76	72	68	

81				77	73	69	
82				78	74		
83				79	75		
84				80	76		
85				81	77		
86				82	78		
87				83	79		
88				84	80		
89				85	81		
90				86	82		
91				87	83		
92				88	84		
93				89	85		
94				90	86		
95				91	87		
96				92	88		
97				93	89		
98				94	90		
99				95	91		
100				96	92		
101				97	93		
102				98			
103				99			
104				100			
105				101			
106				102			
107				103			
108				104			
109				105			
110				106			
111				107			
112				108			
113				109			

ウ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1			1	1	1	1	1
2			1	1	1	1	1

3			1	1	1	1	1
4			1	1	1	1	1
5			1	1	1	1	1
6			2	2	1	1	1
7			3	3	1	1	1
8			4	4	1	1	1
9			5	5	1	1	1
10			6	6	2	1	1
11			7	7	3	1	1
12			8	8	4	1	1
13			9	9	5	1	1
14			10	10	6	2	1
15			11	11	7	3	1
16			12	12	8	4	1
17			13	13	9	5	1
18			14	14	10	6	2
19			15	15	11	7	3
20			16	16	12	8	4
21			17	17	13	9	5
22			18	18	14	10	6
23			19	19	15	11	7
24			20	20	16	12	8
25			21	21	17	13	9
26			22	22	18	14	10
27			23	23	19	15	11
28			24	24	20	16	12
29			25	25	21	17	13
30			26	26	22	18	14
31			27	27	23	19	15
32			28	28	24	20	16
33			29	29	25	21	17
34			30	30	26	22	18
35			31	31	27	23	19
36			32	32	28	24	20
37			33	33	29	25	21
38			34	34	30	26	22
39			35	35	31	27	23
40			36	36	32	28	24

41			37	37	33	29	25
42			38	38	34	30	26
43			39	39	35	31	27
44			40	40	36	32	28
45			41	41	37	33	29
46			42	42	38	34	30
47			43	43	39	35	31
48			44	44	40	36	32
49			45	45	41	37	33
50			46	46	42	38	34
51			47	47	43	39	35
52			48	48	44	40	36
53			49	49	45	41	37
54			50	50	46	42	38
55			51	51	47	43	39
56			52	52	48	44	40
57			53	53	49	45	41
58			54	54	50	46	
59			55	55	51	47	
60			56	56	52	48	
61			57	57	53	49	
62			58	58	54	50	
63			59	59	55	51	
64			60	60	56	52	
65			61	61	57	53	
66			62	62	58	54	
67			63	63	59	55	
68			64	64	60	56	
69			65	65	61	57	
70			66	66	62	58	
71			67	67	63	59	
72			68	68	64	60	
73			69	69	65	61	
74			70	70	66	62	
75			71	71	67	63	
76			72	72	68	64	
77			73	73	69	65	
78			74	74	70		

79			75	75	71		
80			76	76	72		
81			77	77	73		
82			78	78	74		
83			79	79	75		
84			80	80	76		
85			81	81	77		
86			82	82	78		
87			83	83	79		
88			84	84	80		
89			85	85	81		
90			86	86	82		
91			87	87	83		
92			88	88	84		
93			89	89	85		
94			90	90	86		
95			91	91	87		
96			92	92	88		
97			93	93	89		
98			94	94	90		
99			95	95	91		
100			96	96	92		
101			97	97	93		
102			98	98	94		
103			99	99	95		
104			100	100	96		
105			101	101	97		
106			102	102	98		
107			103	103	99		
108			104	104	100		
109			105	105	101		
110			106	106			
111			107	107			
112			108	108			
113			109	109			
114			110	110			
115			111	111			
116			112	112			

117			113	113			
118			114	114			
119			115	115			
120			116	116			
121			117	117			
122			118	118			
123			119	119			
124			120	120			
125			121	121			
126				122			

焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市職員の退職手当に関する条例（昭和31年焼津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第10項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第11項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第17項中「令和7年3月31日以前」を「令和9年3月31日以前」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第10項及び第11項の改正規定 公布の日

（2）第10条第11項第4号及び第14項の改正規定並びに附則第17項の改正規定 令和7年4月1日

（経過措置）

- 2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の焼津市職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第10条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「第2号施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって第2号施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部を改正する条例（案）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4
年焼津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市高齢化社会対策基金条例を廃止する条例の制定について

焼津市高齢化社会対策基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市高齢化社会対策基金条例を廃止する条例（案）

焼津市高齢化社会対策基金条例(平成3年焼津市条例第6号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市消防防災施設整備基金条例を廃止する条例の制定について

焼津市消防防災施設整備基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市消防防災施設整備基金条例を廃止する条例（案）

焼津市消防防災施設整備基金条例(平成20年焼津市条例第61号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市手数料条例の一部を改正する条例（案）

焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第10号の表備考イの次に次のように加える。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）である場合にあっては、これらの規定が適用される建築物1棟ごとに、この表に掲げる額に、次の表に掲げる額を加えた額とする。

区分			金額
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合以外の場合	一戸建ての住宅		13,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請又は通知に係る戸数（以下この表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	13,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	24,000円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	34,000円
		申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	46,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	62,000円
		申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
		申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	104,000円
		申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	139,000円
		申請等戸数が301戸以上のもの	170,000円
確認を受けた建築物の計画を変更する場合以外の場合	一戸建ての住宅		6,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	6,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,000円

更して建築物を 建築する場合	宅の住戸部分	以下のもの	
		申請等戸数が6戸以上10戸 以下のもの	17,000円
		申請等戸数が11戸以上25戸 以下のもの	23,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸 以下のもの	31,000円
		申請等戸数が51戸以上100 戸以下のもの	41,000円
		申請等戸数が101戸以上200 戸以下のもの	52,000円
		申請等戸数が201戸以上300 戸以下のもの	69,000円
		申請等戸数が301戸以上の もの	85,000円

別表第13号の表備考ウ中「当該建築物が」を削り、「第12条第3項の通知書の交付を受けたもの又は同法第13条第4項の通知書の交付を受けたものである場合にあっては、」を「第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）は、」に改め、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」を削り、同号の表を次のように改める。

区分		金額
一戸建ての住宅		3,000円
一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸部分	申請又は通知に係る戸数（以下この表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	3,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,000円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	15,000円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	23,000円
	申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	36,000円
	申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	39,000円
	申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	42,000円
	申請等戸数が301戸以上のもの	77,000円
一戸建ての住宅以外 の住宅の共用部分 （建築物エネルギー 消費性能基準等を定 める省令（平成28年 経済産業省令・国土 交通省令第1号。以 下「省令」という。）	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円

第4条第3項第1号 又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	36,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	48,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	88,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。この号、第90号及び第93号において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	36,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	48,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	88,000円
	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	6,000円
その他の建築物の工場等用途に供する部	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	

分を除いた建築物の部分	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	36,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	48,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	88,000円
その他の建築物の工場等用途に供する建築物の部分	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	6,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	

別表第16号の表備考ウ中「当該建築物が」を削り、「第12条第3項の通知書の交付を受けたもの又は同法第13条第4項の通知書の交付を受けたものである場合にあっては、」を「第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）は、」に改め、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」を削り、別表第87号を次のように改める。

(87) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の書面の交付 1件につき次の表に掲げる額

区分			金額
低炭素建	市長が定め	一戸建ての住宅	1,000円

建築物新築等計画に係る軽微変更該当証明書交付手数料	る機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	56,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
		一戸建ての住宅以外の住	床面積の合計が300平方	3,000円

宅の非住宅部分	メートル以下のもの	
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	その他の建築物	
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万	52,000円

		5,000平方メートル以下のもの	
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準 (以下この表において単に「市長が定める基準」という。)による申請にあつては4,000円、その他の基準による申請にあつては9,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあつては4,000円、その他の基準による申請にあつては9,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては9,000円、その他の基準による申請にあつては19,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては13,000円、そ

	の他の基準による申請にあつては 27,000円
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては20,000円、その他の基準による申請にあつては39,000円
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては30,000円、その他の基準による申請にあつては56,000円
申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては47,000円、その他の基準による申請にあつては81,000円
申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては67,000円、その他の基準による申請にあつては111,000円
申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては87,000円、その他の基準による申請にあつては146,000円
申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあつては98,000円、その他の基準による申請にあつては

		170,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	30,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	38,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	80,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	104,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	125,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	146,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては24,000円、その他の基準による申請にあつては62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては30,000円、その他の基準による申請にあつては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、	市長が定める基準による申請にあつ

	2,000平方メートル以下のもの	ては41,000円、その他の基準による申請にあつては101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては68,000円、その他の基準による申請にあつては146,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては90,000円、その他の基準による申請にあつては182,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては109,000円、その他の基準による申請にあつては216,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあつては128,000円、その他の基準による申請にあつては247,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては24,000円、その他の基準による申請にあつては62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては30,000円、その他の基準による

				申請にあつては 78,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準 による申請にあつては41,000円、 その他の基準による 申請にあつては 101,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準 による申請にあつては68,000円、 その他の基準による 申請にあつては 146,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準 による申請にあつては90,000円、 その他の基準による 申請にあつては 182,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準 による申請にあつては109,000円、 その他の基準による 申請にあつては 216,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準 による申請にあつては128,000円、 その他の基準による 申請にあつては 247,000円

別表第90号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号の表を次のように改める。

区分			金額
建築物エ	認定建築物	一戸建ての住宅	5,000円
		申請戸数が1戸のもの	5,000円

エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	88,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	188,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	17,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	29,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	87,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	137,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	174,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	217,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000	17,000円

		平方メートル以下のもの	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	137,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	174,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	137,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	174,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法第

合			2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準 (以下この表において単に「市長が定める基準」という。)による申請にあつては18,000円、その他の基準による申請にあつては37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあつては18,000円、その他の基準による申請にあつては37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては35,000円、その他の基準による申請にあつては75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては51,000円、その他の基準による申請にあつては106,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては151,000円、その他の基準による申請にあつては206,000円

		ては75,000円、その他の基準による申請にあつては150,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては112,000円、その他の基準による申請にあつては215,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては171,000円、その他の基準による申請にあつては309,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては243,000円、その他の基準による申請にあつては418,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては315,000円、その他の基準による申請にあつては549,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあつては358,000円、その他の基準による申請にあつては644,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	118,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	149,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	195,000円

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	304,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	390,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	466,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	543,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては94,000円、その他の基準による申請にあつては246,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては120,000円、その他の基準による申請にあつては309,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては158,000円、その他の基準による申請にあつては399,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては256,000円、その他の基準による申請にあつては569,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては334,000円、その他の基準による申請にあつては

		701,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては402,000円、その他の基準による申請にあつては829,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあつては471,000円、その他の基準による申請にあつては946,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	28,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	40,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	103,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	155,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	193,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	239,000円
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による計画にあつては94,000円、その他の基準による計画にあつては246,000円
	床面積の合計が300平方	市長が定める基準

	メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	による計画にあつては120,000円、その他の基準による計画にあつては309,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあつては158,000円、その他の基準による計画にあつては399,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあつては256,000円、その他の基準による計画にあつては569,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあつては334,000円、その他の基準による計画にあつては701,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあつては402,000円、その他の基準による計画にあつては829,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による計画にあつては471,000円、その他の基準による計画にあつては946,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	28,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	40,000円

			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	155,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	193,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	239,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合	一戸建ての住宅		3,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	53,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	83,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	106,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	113,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	17,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、	52,000円

	5,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	82,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	104,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	130,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	17,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	82,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	104,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	130,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	17,000円

			のもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	52,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	82,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	104,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	一戸建ての住宅	市長が定める基準による申請にあっては9,000円、その他の基準による申請にあっては19,000円
			申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあっては9,000円、その他の基準による申請にあっては19,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては18,000円、その他の基準による申請にあっては38,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては27,000円、その他の基準による申請にあっては55,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては40,000円、そ

		の他の基準による申請にあつては 78,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては60,000円、その他の基準による申請にあつては112,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては94,000円、その他の基準による申請にあつては163,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては135,000円、その他の基準による申請にあつては223,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては175,000円、その他の基準による申請にあつては292,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあつては197,000円、その他の基準による申請にあつては341,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	60,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	76,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	100,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	160,000円

	方メートルを超え、 5,000平方メートル以下 のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	209,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	250,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	293,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては48,000円、その他の基準による申請にあつては124,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては61,000円、その他の基準による申請にあつては156,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては82,000円、その他の基準による申請にあつては202,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては136,000円、その他の基準による申請にあつては293,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては181,000円、その他の基準による申請にあつては364,000円

	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては218,000円、その他の基準による申請にあつては432,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあつては257,000円、その他の基準による申請にあつては494,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	11,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	16,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	23,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	60,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	91,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	113,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	141,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあつては48,000円、その他の基準による計画にあつては124,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000	市長が定める基準による計画にあつ

	平方メートル以下のもの	ては61,000円、その他の基準による計画にあっては156,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては82,000円、その他の基準による計画にあっては202,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては136,000円、その他の基準による計画にあっては293,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては181,000円、その他の基準による計画にあっては364,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては218,000円、その他の基準による計画にあっては432,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による計画にあっては257,000円、その他の基準による計画にあっては494,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	11,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	16,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	23,000円

		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	60,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	91,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	113,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	141,000円

別表第91号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号の表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同款中「一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分」を「一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）」に改め、同部その他の場合の款一戸建ての住宅の項中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同款中「一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分」を「一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同部その他の場合の款中「一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分」を「一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）」に改め、同号の表備考ア中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、備考イ中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、備考ウ中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、別表第92号を次のように改める。

(92) 削除

別表第93号中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に改め、同号の表を次のように改める。

区分			金額
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、	一戸建ての住宅		1,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円

判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合	戸以下のもの	
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	56,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号若しくは第13条第2項第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。）	
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円

	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	その他の建築物	
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円

		えるもの	
その他の場合	一戸建ての住宅		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準（以下この表において単に「市長が定める基準」という。）による申請にあっては4,000円、その他の基準による申請にあっては9,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあっては4,000円、その他の基準による申請にあっては9,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては9,000円、その他の基準による申請にあっては19,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては13,000円、その他の基準による申請にあっては27,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては20,000円、その他の基準による

		申請にあつては 39,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては30,000円、その他の基準による申請にあつては56,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては47,000円、その他の基準による申請にあつては81,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては67,000円、その他の基準による申請にあつては111,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては87,000円、その他の基準による申請にあつては146,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあつては98,000円、その他の基準による申請にあつては170,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	30,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	38,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、	80,000円

	5,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	104,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	125,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	146,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては24,000円、その他の基準による申請にあつては62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては30,000円、その他の基準による申請にあつては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては41,000円、その他の基準による申請にあつては101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては68,000円、その他の基準による申請にあつては146,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては90,000円、その他の基準による申請にあつては182,000円
	床面積の合計が1万平方	市長が定める基準

	メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	による申請にあつては109,000円、その他の基準による申請にあつては216,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあつては128,000円、その他の基準による申請にあつては247,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	11,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	30,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	45,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	56,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	70,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあつては24,000円、それ以外の基準による計画にあつては62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000	市長が定める基準による計画にあつ

	平方メートル以下のもの	ては30,000円、それ以外の基準による計画にあっては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては41,000円、それ以外の基準による計画にあっては101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては68,000円、それ以外の基準による計画にあっては146,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては90,000円、それ以外の基準による計画にあっては182,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては109,000円、それ以外の基準による計画にあっては216,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による計画にあっては128,000円、それ以外の基準による計画にあっては247,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000	8,000円

	平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	11,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	30,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	45,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	56,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	70,000円

別表第93号の次に次の1表を加える。

(93の2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付 1件につき次の表に掲げる額

区分			金額
市長が定める機関が交付した建築物省エネ法第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		1,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円

	申請戸数が301戸以上のもの	56,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万	41,000円

		平方メートル以下のもの	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定める審査基準（以下この表において単に「市長が定める基準」という。）による申請にあっては4,000円、その他の基

		準による申請にあつては 9,000円
一戸建ての住宅以外の住 宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による 申請にあつては4,000 円、その他の基準による 申請にあつては9,000円
	申請戸数が2戸以上5戸 以下のもの	市長が定める基準による 申請にあつては9,000 円、その他の基準による 申請にあつては19,000円
	申請戸数が6戸以上10戸 以下のもの	市長が定める基準による 申請にあつては13,000 円、その他の基準による 申請にあつては27,000円
	申請戸数が11戸以上25戸 以下のもの	市長が定める基準による 申請にあつては20,000 円、その他の基準による 申請にあつては39,000円
	申請戸数が26戸以上50戸 以下のもの	市長が定める基準による 申請にあつては30,000 円、その他の基準による 申請にあつては56,000円
	申請戸数が51戸以上100 戸以下のもの	市長が定める基準による 申請にあつては47,000 円、その他の基準による 申請にあつては81,000円
	申請戸数が101戸以上200 戸以下のもの	市長が定める基準による 申請にあつては67,000 円、その他の基準による 申請にあつては111,000 円
	申請戸数が201戸以上300 戸以下のもの	市長が定める基準による 申請にあつては87,000 円、その他の基準による 申請にあつては146,000 円
	申請戸数が301戸以上の もの	市長が定める基準による 申請にあつては98,000 円、その他の基準による 申請にあつては170,000 円
一戸建ての住宅以外の住	床面積の合計が300平方 メートル以下のもの	30,000円

宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	38,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	80,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	104,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	125,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	146,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては24,000円、その他の基準による申請にあっては62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては30,000円、その他の基準による申請にあっては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては41,000円、その他の基準による申請にあっては101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては68,000円、その他の基準による申請にあっては146,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては90,000円、その他の基準による申請にあっては182,000円

		円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては109,000円、その他の基準による申請にあつては216,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあつては128,000円、その他の基準による申請にあつては247,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては24,000円、その他の基準による申請にあつては62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては30,000円、その他の基準による申請にあつては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては41,000円、その他の基準による申請にあつては101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては68,000円、その他の基準による申請にあつては146,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては90,000円、その他の基準による申請にあつては182,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては109,000円、その他の基準による申請にあつては216,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあつては128,000円、その他の基準による申請にあつては247,000円

			円
--	--	--	---

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例（案）

（焼津市手数料条例の一部改正）

第1条 焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第13号から第15号までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表第16号中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表第17号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表第18号中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改める。

（焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正）

第2条 焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成19年焼津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第18条第2項」の次に「又は同条第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

語学指導を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

語学指導を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

語学指導を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（案）

焼津市立学校において語学指導等を行う外国人講師の給与に関する条例（平成3年焼津市条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項に基づき、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員のうち、語学指導等を行う外国青年招致事業により語学指導を行う外国青年（以下「外国青年」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 外国青年の報酬は、月額36万円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

2 外国青年が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、教育委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

3 外国青年の報酬の支給方法については、一般職の常勤職員に対する給料の支給方法の例による。

（通勤に係る費用弁償）

第3条 外国青年に、一般職の常勤職員の通勤手当の例により、通勤手当に相当する費用弁償を支給する。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第4条 外国青年が公務のために旅行したときは、一般職の常勤職員の旅費の例により、旅費に相当する費用弁償を支給する。

（赴任及び帰国のための旅行に係る費用弁償）

第5条 外国青年が赴任及び帰国のために旅行したときは、教育委員会規則で定めるところにより、費用弁償を支給する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年焼津市条例第20号)を次のように改正する。

第1条中「会計年度任用職員(」の次に「語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する語学指導を行う外国青年であるものを除く。」を加える。

焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（案）

焼津市立学校施設使用料条例（昭和60年焼津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表（第3条関係）」を「別表第1（第3条関係）
学校施設使用料」に改め、同表を

別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

冷暖房使用料

施設名	時間	使用料	
屋内運動場	午後7時から	全面	1,360円
	午後9時まで	半面	680円
格技場	午後7時から 午後9時まで	焼津市立大井川中学校	680円
卓球場	午後7時から	焼津市立焼津中学校	520円
	午後9時まで	焼津市立大井川中学校	680円

備考

- 1 この表に定める学校施設の冷暖房を使用する場合にあつては、別表第1で定める学校施設使用料に、この表で定める額を加算する。
- 2 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の100パーセントに相当する額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第37条中「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を、「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を加える。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び

責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（案）

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2）次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置

が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

焼津市国民健康保険税条例(昭和41年焼津市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の焼津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

焼津市水道事業審議会条例の制定について

焼津市水道事業審議会条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市水道事業審議会条例（案）

（設置）

第 1 条 水道事業の健全な経営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、焼津市水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、その結果を答申する。

- (1) 水道事業経営に関すること。
- (2) その他市長が水道事業について必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の推薦を受けた者
- (3) 水道使用者を代表する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 7 条 審議会は、諮問事項について必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による審議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が審議会を招集する。

焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年焼津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第21条中「、第5条の3」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成23年焼津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年焼津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第25条中「、第8条」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和39年焼津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

30年以上	30年以上 35年未満	35年以上
円	円	円
979, 000	979, 000	1, 079, 000
909, 000	909, 000	1, 009, 000
849, 000	849, 000	949, 000
809, 000	809, 000	909, 000
734, 000	734, 000	834, 000
689, 000	689, 000	789, 000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

焼津市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
五ヶ堀之内道南分譲地九号線	焼津市五ヶ堀之内1038番7地内	
	焼津市五ヶ堀之内1038番7地内	
五ヶ堀之内道南分譲地十号線	焼津市五ヶ堀之内1038番1地内	
	焼津市五ヶ堀之内1038番1地内	
五ヶ堀之内道南分譲地十一号線	焼津市五ヶ堀之内763番8地内	
	焼津市五ヶ堀之内763番8地内	

焼津市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり変更する。

令和7年2月14日提出

焼津市長 中野 弘道

路線名	変更	起 点	重要な 経過地
		終 点	
道原大井神社西線	前	焼津市道原667番2地先	
		焼津市道原973番9	
	後	焼津市道原667番2地先	
		焼津市道原973番6	

報第1号

専決処分事件の報告について

「構築物接触事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年1月6日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

専第1号

構築物接触事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、構築物接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年1月6日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
名称 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 22,000円

報第2号

専決処分事件の報告について

「構築物接触事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年1月16日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

専第2号

構築物接触事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、構築物接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年1月16日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
名称 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 97,576円

報第3号

専決処分事件の報告について

「医療事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年1月20日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

専第3号

医療事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、医療事故に起因する損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年1月20日専決処分
焼津市長 中野 弘道

損害賠償額 615,090円

報第4号

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年1月21日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日提出
焼津市長 中野 弘道

専第4号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年1月21日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
名称 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 188,155円